



福岡県医療費適正化計画（第4期） （ダイジェスト版）

～県民の健康の保持と医療の効率的な提供を目指して～

令和6年3月

（令和7年2月一部改定）

2024 → 2029
令和6年度 令和11年度

第1章 計画策定の趣旨

【基本理念】

県民の健康の保持の推進及び生活の質を確保・向上する形で医療の効率的な提供に取り組むことにより、県民の医療費の負担が過大なものとならず、誰もが安心して医療を受けられるよう、医療費の伸びの適正化を目指す。

【計画の位置づけ】

県民の健康の保持の推進と医療の効率的な提供の推進に向け、「目標」を設定、関係計画との調和を図りながら、目標を達成するために「取り組むべき施策の方針」を明らかにするもの。

【策定根拠・計画期間】

策定根拠：高齢者の医療の確保に関する法律第9条の規定に基づく法定計画

計画期間：2024(令和6)年度～2029(令和11)年度(6年間)

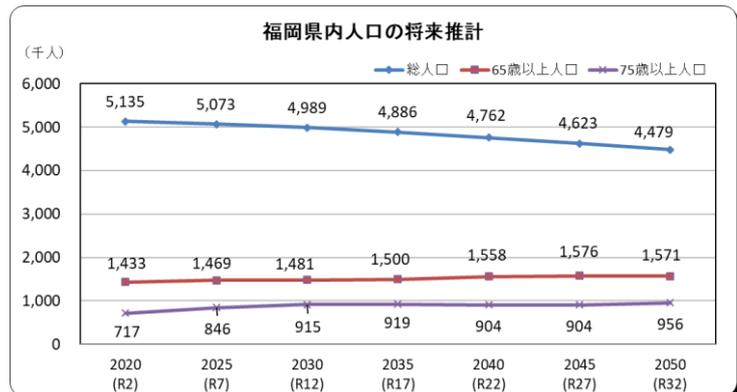
【関連する計画との調和】

「福岡県健康増進計画(いきいき健康ふくおか21)」、「福岡県保健医療計画」、「福岡県高齢者保健福祉計画(介護保険事業支援計画)」、「福岡県国民健康保険運営方針」、「福岡県がん対策推進計画」、「福岡県歯科口腔保健推進計画」との調和が保たれたものとする。

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

本県の将来人口の見通し

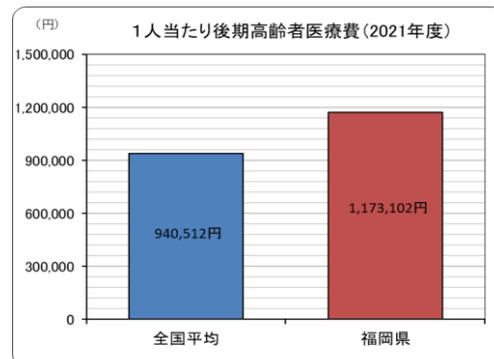
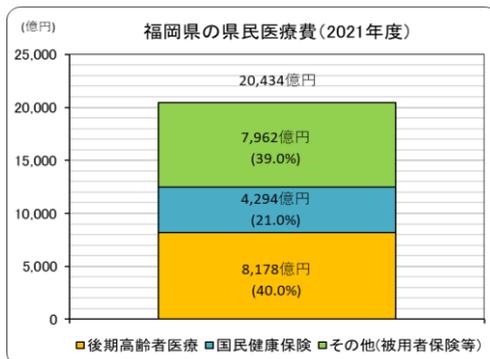
- 本県の将来人口は2020(令和2)年の約514万人から2050(令和32)年には約448万人に減少すると予想されています。
- 一方で、65歳以上の人口、75歳以上の人口は今後も増加していくと見込まれています。



資料：「国勢調査」(総務省)(令和2年)、「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)(令和7年以降)

本県の医療費の状況

- 本県の県民医療費は2兆434億円で、そのうち、後期高齢者医療費は8,178億円となっており、県民医療費の40.0%を占めています。
- 本県の1人当たり後期高齢者医療費は117万3,102円で、全国平均94万512円の約1.25倍となっており、全国で最も高額となっています。

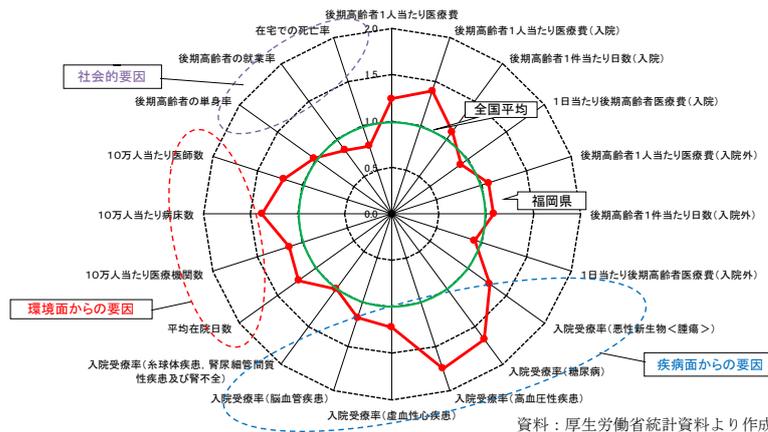


資料：「国民医療費」「後期高齢者医療事業状況報告」、「国民健康保険事業年報」(厚生労働省)

福岡県の後期高齢者医療費の地域特性(全国平均(1.0)との比較)

【現状(本県の特徴)】

- ・1人当たり後期高齢者医療費が高い(令和3年度は全国1位)
- ・特に入院医療費が高い
- ・生活習慣病で医療機関にかかる割合が高い
- ・医療機関へのアクセスが良好(環境的要因)
- ・後期高齢者の1人暮らしが多い(社会的要因)



【重点的に取り組む課題】

- (1) 県民の健康の保持の推進 (2) 医療の効率的な提供の推進

本県の地域特性を踏まえ、生活習慣病の予防対策の働きかけや地域医療構想に基づく病床機能の分化及び連携並びに後発医薬品の使用促進などについて、県は総合的な調整機能を発揮する。

第3章

達成すべき 施策目標

目標項目 及び 目標値	
1. 県民の健康の保持の推進に関するもの	
特定健康診査の実施率	70%以上
特定保健指導の実施率	45%以上
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(特定保健指導対象者の減少率)	25%以上
20歳以上の者の喫煙率	12%以下 ※2034(R16)年度
予防接種の推進【定性目標】	
予防接種の対象者が適切に接種を受けることができるよう、国、市町村及び関係団体と連携して普及啓発等に取り組んでいくことを目標とします。	
糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数	570人以下 ※2034(R16)年度
高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防【定性目標】	
高齢者の疾病の重症化予防と生活機能維持の両面にわたる課題に対応するため、関係団体との連携を図り、広域連合と市町村による高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を支援します。	
がん検診の受診率	60%以上
歯科健診(受診を含む)の受診率	70%以上
2. 医療の効率的な提供の推進に関するもの	
後発医薬品及びバイオ後続品の普及率	
【主目標】後発医薬品の普及率(数量ベース)	80%以上
【副次目標】バイオ後続品の普及率	数量ベースで80%以上置き換わった成分数が60%以上
【副次目標】後発医薬品の普及率(金額ベース)	65%以上
医薬品の適正使用の推進【定性目標】	
市町村及び関係団体と連携し、重複投薬の是正や複数種類の医薬品の投与の適正化に取り組んでいきます。	
医療資源の効果的・効率的な活用【定性目標】	
効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療や医療資源の投入量に地域差がある医療について、個別の診療行為としては医師の判断に基づき必要な場合があることに留意しつつ、地域の実情を把握し、必要な取組を進めていきます。	
市町村の在宅医療・介護連携推進事業への後方支援等【定性目標】	
医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供について、県は、市町村の在宅医療・介護連携推進事業への後方支援、広域調整等に取り組みます。	
高齢者の大腿骨骨折等の対策【定性目標】	
高齢者の大腿骨骨折等の対策について、県は、市町村及び関係団体と連携し、骨粗鬆症の早期発見や二次性骨折の予防等に取り組みます。	
精神障がいのある人の地域移行の推進(精神病床における入院後1年時点の退院率)	92%以上

第4章

目標の達成に向けた施策と医療費の見込み

1. 県民の健康の保持の推進

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

・広く一般県民が集まる場での受診勧奨、中小事業所への健康づくりアドバイザー派遣 等

(2) 健康づくりによる生活習慣病予防と重症化予防等

・「福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づく市町村、医療保険者等の取組の支援 等

(3) 高齢者に対する健康づくり・疾病予防・介護予防の推進

・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に対する助言や関係機関との調整 等

(4) がん予防の推進

・受診率の低い若年女性など、対象者の視点に立った啓発や受診しやすい環境の整備 等

(5) 歯科口腔保健の推進

・市町村や事業所等における定期的な歯科健診及び歯科保健指導の実施の促進 等

2. 医療の効率的な提供の推進

(1) 病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進

・急性期から回復期、慢性期、在宅医療等まで、患者の状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制の構築

・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するための市町村と連携・協力した地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進

・精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して暮らせるよう、市町村や障がい福祉サービス事業所等と連携した地域移行支援を実施 等

(2) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)及びバイオ後続品の使用促進

・薬局での服薬指導などの機会を捉えた、リーフレット等を活用した取組

・バイオ後続品の使用促進について、「福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会」において対応策の検討を行い、保険者協議会と共有 等

(3) 医薬品の適正使用の推進

・薬局での服薬指導などの機会を捉えた、リーフレット等による啓発 等

(4) 医療資源の効果的・効率的な活用

・県が開催する研修会における、「薬剤耐性(AMR)アクションプラン」及び「抗微生物薬適正使用の手引き」に基づく取組を含む講演の実施

・地域の医療提供体制の実情を踏まえた、化学療法の外來での適正な実施に向けた働きかけ 等

(5) 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進

・市町村が取り組む在宅医療・介護連携の推進の支援

・骨粗鬆症検診の普及啓発及び二次性骨折予防を含めた在宅生活の継続への支援 等

3. その他の医療費の適正化の取組

・保険者協議会等を通じた保健事業の実施状況等の把握、必要に応じた保険者への協力依頼 等

【医療費の見込み】

医療費適正化の取組に基づく適正化効果額 189 億円

適正化前: 2024(R6)年度 2兆2,368億円 → 2029(R11)年度 2兆4,998億円

適正化後: 2024(R6)年度 2兆2,319億円 → 2029(R11)年度 2兆4,808億円

第5章

計画の推進

【関係者全員参加による医療費適正化の取組】

国、県、市町村、医療保険者、医療の担い手、事業者・企業、県民一人ひとりがその役割を認識し、医療費適正化の理念を共有することで、互いに連携・協力して取り組む。

【PDCAサイクルに基づく計画の推進】

Plan(計画)、Do(実施)、Check(検証)、Act(改善)を一連の流れとして、定期的に計画の達成状況を点検し、結果を次のPDCAサイクルにつなげ、継続的に計画の改善を図る。

福岡県医療費適正化計画(第4期) (令和7年2月一部改定)

保健医療介護部保健医療介護総務課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

電話 092-643-3238